

平成30年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第1巻1661頁）

(1) 提案理由 職員の退職手当の支給率等を改めるとともに、懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に係る規定を見直すため、提案する。

(2) 改正内容

ア 退職手当の支給率の改定

(ア) 普通退職に係る退職手当の支給率の改定（第5条）

最高支給率 41.25月 → 39.75月 △1.50月

(イ) 定年退職等に係る退職手当の支給率の改定（第6条）

最高支給率 49.55月 → 47.70月 △1.85月

イ 退職手当の調整額の改定（第10条）

職員の区分	第一号区分	第二号区分	第三号区分	第四号区分	第五号区分	第六号区分	第七号区分	第八号区分
現 行	402	335	268	207	185	168	146	0
職員の区分	第一号区分	第二号区分		第三号区分	第四号区分	第五号区分	第六号区分	第七号区分
改 正 後	400	300		215	190	170	148	0

ウ 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に係る規定の見直し（第16条及び第18条）

懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当について、全額不支給を原則としつつ、退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案した上でその一部を支給しないことができるようにする。

(3) 施行期日 平成30年4月1日

2 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例（第3巻6936頁）

(1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

扶養親族がある従事者に係る補償基礎額に加算する額を以下のとおり改定する。（第5条第3項）

区分		配偶者	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額	—	333円	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額	—	—	300円			
改正後		217円	333円	217円			

(3) 施行期日 平成30年4月1日

3 文京区介護保険条例の一部を改正する条例（第2巻4432頁）

(1) 提案理由 保険料率等を改定するほか、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、罰則に係る規定等を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 保険料（年額）等の変更（第10条）

第1段階	33,900円	→第1段階	36,100円
第2段階	47,400円	→第2段階	50,600円
第3段階	50,800円	→第3段階	54,200円
第4段階	57,500円	→第4段階	61,400円
第5段階	67,700円	→第5段階	72,200円
第6段階	77,900円	→第6段階	83,100円
第7段階	84,600円	→第7段階	90,300円
第8段階	94,800円	→第8段階	101,100円
第9段階	111,700円	→第9段階	119,200円
第10段階	121,900円	→第10段階	130,000円
第11段階	142,200円	→第11段階	151,700円
第12段階	155,700円	→第12段階	180,600円
第13段階	169,300円	→第13段階	202,300円
第14段階	189,600円	→第14段階	231,200円
第15段階	216,700円	→第15段階	252,800円

※ 第1段階に該当する者の保険料は、上記の金額にかかわらず、32,500円とする。

イ 罰則の対象者の追加（第23条）

文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わないとき又は職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときの過料の対象に、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者を追加する。

ウ 所得指標の見直し（第10条）

介護保険料の段階の判定に用いる所得指標について、土地等の収用等による譲渡など、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項等の規定の適用がある場合には、合計所得金額から当該譲渡による長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする。

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日

4 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例（第2巻4655頁）

- (1) 提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し（第10条第1項）
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において提供する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限を、ユニットごとにユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり12人以下となる数とする。
 - イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が身体的拘束等の適正化を図るための措置の追加（第79条第3項）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年4月1日

5 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例（第2巻4700頁）

- (1) 提案理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針等を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 具体的取扱方針の追加
指定介護予防支援の具体的取扱方針に、(7)及び(イ)を追加する。
 - (7) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。（第32条第14の2号）
 - (イ) 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。（第32条第21の2号）
 - イ 内容及び手続の説明の追加（第6条）
指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名等を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
 - ウ 指定介護予防支援事業者の連携の対象者の追加（第2条第4項）
指定介護予防支援事業者が連携するよう努めるべき者として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を追加する。
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年4月1日

6 文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
介護保険法の一部改正により権限が委譲されたため、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する基準を定める。
 - ア 基本方針
 - イ 指定居宅介護支援事業者の指定の基準
 - ウ 人員に関する基準
 - (ア) 従業者の員数
 - (イ) 管理者
 - a 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
 - b 管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。
 - エ 運営に関する基準
 - (ア) 具体的取扱方針
居宅サービス計画の区への届出等
 - (イ) 運営規程
 - オ 基準該当居宅介護支援に関する基準
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成30年4月1日。ただし、(2)エ(ア)のうち居宅サービス計画の区への届出に係る規定は平成30年10月1日
 - イ 経過措置 指定居宅介護支援事業者は、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間、介護支援専門員を管理者とすることができる。

7 文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（第2巻3330頁）

- (1) 提案理由 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、保険料を徴取すべき被保険者に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保険料を徴取すべき被保険者の追加（第3項第5号）
保険料を徴取すべき被保険者に、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であったものを追加する。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成30年4月1日